



人権イメージキャラクター  
「AKEN」家もも君・AKENあゆみちゃん

# 南砺市人権のつどい

人権啓発キャッチコピー

「誰か」のこと じゃない。

令和3年

日時

10月31日

13:30~16:00

入場無料

申込み不要  
(定員300名)

場所

南砺市井波総合文化センター  
メモリアホール (南砺市山見1400番地)

記念講演

14:15~15:45

演題

「大人が元気で子どもも元気  
～人にも自分にもあたらない  
社会をめざして～」



講師 島田 妙子 氏

一般財団法人児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長

- ・株式会社イージェット 代表取締役会長
- ・兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザー
- ・一般社団法人日本アンガーマネジメント協会認定
- ・アンガーマネジメントファシリテーター
- ・アンガーマネジメント叱り方トレーナー
- ・アンガーマネジメントキッズインストラクター
- ・アンガーマネジメントハラスメント防止アドバイザー
- ・一般社団法人認知症予防緩和協会認定脳美学インストラクター

1972年神戸市北区生まれ。1男2女の母。4歳の頃、両親の離婚で兄二人と児童養護施設に入所。7歳の時、父の再婚で家庭に復帰しましたが、母と実父による仕度な虐待が始まり、何度も命を落としかけました。2010年末、心の支えであった次兄が白血病で他界。これを転機に兄の思いを引き継ぎ、本当の意味での「児童虐待の予防」にむけての自叙伝を執筆するとともに「大人の心を助ける」講演活動を積極的に行っています。現在は、関西約150箇の学校・幼稚園・保育園の「想い出のアルバム」DVD・Blu-rayソフト制作会社を営む。

## プログラム

- 13:30~13:35  
開会のことば 南砺市長 田中 幹夫
- 13:40~14:10  
人権擁護委員活動発表
- 14:15~15:45  
記念講演 島田 妙子 氏
- 15:45~15:50  
閉会のことば  
砺波人権擁護委員協議会  
南砺地区 会長 渡邊 美和子



※入場は無料で、事前申し込みは不要です。

なお、当日受付時に来場された皆さまのご連絡先の提供にご協力をお願いします。

受付時の混雑解消のため、連絡先(氏名、住所及び電話番号)が記載された名刺や紙片などを用意し、当日ご持参いただくと幸いです。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の点にご理解とご協力をお願いします。

- ・県外在住の方は来場をご遠慮ください。
- ・来場の際は感染防止のため、マスク着用をお願いします。
- ・発熱・咳等の自覚症状がある方、体調がすぐれない方は来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、事前告知なく講演会を中止することがあります。



## 同時開催

親と子のリレーションシップほくりく2021inとやま

誰ひとり置き去りにしない  
社会の実現を目指して

9:30~17:00

主催 親と子のリレーションシップほくりく

## ほのぼのマルシェ

10:00~15:30

楽しい・美味しい・可愛い  
お店がいっぱい♪  
地球に優しい、みんなに優しい  
マルシェです。

主催 寺子クラブ、ちびてら、寺子こどもえん

託児ご利用の方は  
右記QRコードから  
申し込みフォームを  
ご入力ください。



主催：高岡・砺波人権啓発活動地域ネットワーク協議会  
富山地方事務局砺波支局／南砺市

お問い合わせ

南砺市南砺で暮らしません課  
TEL：0763-23-2037



## 相談

地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。

内容に応じて、**必要な手続き**を開始します。

### このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された など



人権イメージキャラクター  
「人KENまもる君」

# 人権擁護委員は こんな活動をしています



「人KENあゆみちゃん」

## 啓発

人権の大切さを多くの方々に知っていただき、また、考えていただくために、様々な活動を行っています。

### 人権教室

手作りの人形劇などを行い、「思いやり」の大切さを伝えています。



### 人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動をしています。



### 街頭啓発・啓発イベント

各地域で様々な啓発活動を行っています。



### 全国中学生人権作文コンテスト

人権問題について作文を書くことを通じて、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。



## 救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。

**人権相談**から救済手続きを開始する場合があります。

### 被害者救済の流れ

人権相談・被害の申告

法務省の  
人権擁護機関  
調査

侵犯事実の  
有無を判断

救済のための措置  
いろいろな措置があります。人権尊重のための啓発も行います。

アフターケア  
処理結果通知

認定できない場合もあります。

